

**和歌山県・市町村被災者生活支援システム構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

本要領は、和歌山県（以下「県」とする。）が実施する「和歌山県・市町村被災者生活支援システム構築業務委託」の契約候補者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1 概要

- (1) 業務名
和歌山県・市町村被災者生活支援システム構築業務委託
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務概の内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 委託上限額
64,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税（消費税及び地方消費税）及び和歌山県税について滞納がないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

3 スケジュール

項目	日程
公告開始	令和8年7月13日（月）から
仕様書等に関する質問受付	令和8年7月27日（月）まで（17時必着）
参加表明書提出受付	令和8年8月7日（金）まで（17時必着）
企画提案書等提出受付	令和8年8月21日（金）まで（17時必着）
選定委員会	令和8年9月1日（火） ※詳細については、参加者に別途通知します。
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降に速やかに行います。

4 質問

プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月27日（月）17時00分まで

(2) 提出先

本要領14に示すとおり

(3) 提出方法

電子メールにより上記の提出期限必着にて提出すること。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和8年8月3日（月）までに県社会福祉課のホームページに掲載する。ただし、その内容が軽微なものについては、県担当者の口頭による回答のみとすることができる。なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

5 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、プロポーザル参加表明書（様式2）を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月7日（金）17時00分まで

(2) 提出先

本要領14に示すとおり

(3) 提出方法

電子メールにより上記の提出期限必着にて提出すること。

(4) その他

参加表明後に、応募を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式3）を提出すること。提出方法及び提出先は参加表明書と同様とする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

本提案募集における提出書類は、下表のとおりとし、定められた期限までに提出すること。

番号	提出書類名	部数（紙）	部数（電子）
①	提案申請書（様式4）	1部	1部
②	企画提案書（任意様式）	7部	1部
③	業務実績調書（様式5）	7部	1部
④	見積書（任意様式）	7部	1部
⑤	誓約書（様式6）	1部	1部
⑥	提案者の概要書（様式7）	1部	1部

⑦	定款（又は寄付行為）の写し	1 部	1 部
⑧	法人登記事項証明書	1 部	1 部
⑨	印鑑登録証明書	1 部	1 部
⑩	直前 1 事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類	1 部	1 部
⑪	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から 3 ヶ月以内のもの）	1 部	1 部
⑫	和歌山県税に未納がない旨の証明書（和歌山県内に本店又は支店を有する者に限る）（提出日において発行の日から 3 ヶ月以内のもの）	1 部	1 部

（２）提出部数

① 企画提案書一式を A 4 縦のフラットファイル等に綴じたもの 7 部

② 企画提案書一式を PDF ファイル化して記録した CD 又は DVD 1 部

※フラットファイル表紙及び CD 又は DVD のレーベル面に、「和歌山県・市町村被災者生活支援システム構築業務」、「入札参加者の商号又は名称」、「代表者氏名」を記載すること。

（３）提出期限

令和 8 年 8 月 21 日（金）まで

（４）提出時間等

土日・祝日を除く日の 9 時から 17 時 45 分までの間（最終日にあつては 17 時 00 分まで）

（５）提出場所

本要領 14 に示すとおり

（６）提出方法

持参又は郵送（FAX 不可）により上記の期限必着にて提出し、郵送の場合は、必ず電話連絡し受領確認を行うこと。

（７）提出にあたっての留意事項

① 企画提案書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

② 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加は理由の如何に関わらず一切認めない。また、書式の記載誤り、判読できない又は要件を満たしていない場合は、評価対象外となる。

③ 県は、審査作業に必要な範囲に限り提案書の複製を作成できることとする。

④ 提出された企画提案書等は返却しない。これらの書類は、提出されてから提出期間が終了するまでの間、県は一切公表しない。

⑤ 県は、プロポーザル参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いない。なお、個人情報の取り扱いは、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例に従う。

⑥ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを添付することで、6（１）⑧～⑬の書類を省略することができる。

7 企画提案書の作成

(1) 作成方法

- ① 企画提案書はA4判、横書き、左綴じ、オールカラーで統一、表紙及び中表紙を除き両面印刷とし、できる限り簡略なものとする。表紙、目次、図表、用語集を含み、原則 30 ページ以内とする。
- ② 企画提案書の記載内容は、入札価格の範囲内で実施可能な内容を記載すること。
- ③ 追加機能等、仕様書に示す要求範囲を超える提案を行う場合には、その範囲を超える部分及びその効果を明確に示すこと。
- ④ 記載内容及び構成・順序については、「7 (2) 企画提案書等の記載内容」のとおりとすること。
- ⑤ 詳細な評価項目については、「9 評価基準及び採点基準」を参照すること。
- ⑥ 公正な審査のため、会社名等は記載せず、記載されている場合は、マスキングして提出すること。
- ⑦ 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑧ 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全てプロポーザル参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等の記載内容

- ① 企画提案書に必要な記載事項
 - ア 機能及び要件【仕様書 8～9】
機能要件の各項目について記載すること。
 - イ 計画の妥当性【仕様書 12】
契約後からシステム運用開始までの導入スケジュール（各種研修会や仮稼働時の試験運用等の内容も含むもの）を提案すること。
 - ウ プロジェクト管理【仕様書 11】
業務を円滑に遂行するための体制について記載すること。
 - エ 操作性【仕様書 9】
システム利用における職員の操作性について記載すること。
 - オ リスク・品質管理【仕様書 10 (1)～(4)】
 - ・不正アクセスや大規模災害等による障害発生時のサービス維持方策について提案すること。
 - ・セキュリティ対策について提案すること。
 - ・提案内容に関連する認証・登録等について、その内容が確認できる書類（ISMAP登録番号、ISO27001/JISQ27001認証証明書の写し等）を提出すること。
 - ・平時及び災害時のアカウント及びIDについて提案すること。
 - カ 導入支援【仕様書 10 (5)】
システム使用職員に対する説明会の実施方法や回数、マニュアル作成等の導入支援について提案すること。
 - キ 導入後のサポート体制【仕様書 10 (5)】
災害時及び導入後のサポート体制について、提案すること。
 - ク 運用維持費等
運用保守費用は、運用保守期間の間、毎年定額とすること。その上で、運用開始後に発生する月額費用について概算で提示すること。なお、当該費用は本業務の見積金額には含めないものとし、評価の対象とする。運用保守期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日を想定しているが、本プロポーザルで提案された内容に基づき契約を締結することを保証するものではない。予算の成立状況その他の事情により、契約期間を短縮し、

又は契約内容を変更することがある。この場合において、本県は、これにより生じた損害について責任を負わない。

ケ 独自提案

※上記の各記載事項については、記載箇所を企画提案書等に明記すること。

② 業務実績調書の記載事項

提供するシステムにおいて、国、地方公共団体又は民間企業・団体等への導入及び運用を受託した契約実績について記載し、その内容がわかる書類（契約書、仕様書等）の写しを添付すること。なお、契約金額について、契約相手方から開示の了承が得られない場合は、欄外にその旨を記載し契約金額部分を黒塗りにする等の処理を行うこと。

③ 見積書の記載事項

ア 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。

見積金額 は1（4）の委託上限額を超えないこと。

なお、上記「① 企画提案書に必要な記載事項」の「ク 運用維持費等」で提示する費用は、本業務の見積金額には含めないこと。

イ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。

ウ 見積書の宛名は、「和歌山県知事」とすること。

8 審査に係る事項

（1）審査方法

審査は、別に定める委員により組織された選定委員会において、提案書によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議の上、契約候補者を選定する。ただし、応募多数となった場合、県が本要領に基づく第一次審査（書類審査）を行い、二次審査と同様の評価及び採点を事務局が行う。その場合は、原則として一次審査の上位5者程度を選考する。電子メールにより一次審査の有無及び審査結果等は別途通知する。なお、一次審査における評価点数は公表しないものとし、審査結果に対する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

（2）選定委員会（第二次審査）

ア 開催日時及び場所：令和8年9月1日（火）県民文化会館会議室（予定）

※詳細は提案者に別途通知

イ 企画提案の所要時間：各参加者 50 分程度（プレゼンテーション 30 分、質疑応答 20 分）

ウ 注意事項

- ・選定委員会への参加人数は、1 提案者当たり 3 名までとし、別紙仕様書に定める業務責任者は必ず参加すること。
- ・事前に提出のあった企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。ただし、システム操作説明においては、操作画面を投影することができる。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・正当な理由なく指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

（3）審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、「9 評価基準及び採点基準」に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。

なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

（4）契約候補者の選定

各審査員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者1者を契約候補者として選定する。ただし、

評価表で必須とされる評価項目に0点の項目があれば採用しない。また、評価点が同点の場合は、各審査員の協議により決定するものとする。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各審査員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を契約候補者に選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査会議の翌日以降にプロポーザル参加者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降に県社会福祉課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の参加者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

(7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中にプロポーザル参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、契約候補者が当該参加資格を失った場合は、次順位のプロポーザル参加者と本件に関する手続を行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

9 評価基準及び採点基準

(1) 評価基準

評価カテゴリ	評価項目	評価内容	配点
企画提案内容	機能及び要件	①仕様書の内容を明確に理解しているか。提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。	16
	計画の妥当性	②導入スケジュールの計画は適当な内容であり、かつ実現可能なものであるか。	8
	プロジェクト管理	③業務を円滑に遂行するための体制は整っているか。	8
	操作性	④職員等の利用者にとって、システム画面の遷移及び操作性等は、使いやすいものとなっているか。	8
	リスク・品質管理	⑤セキュリティ対策、障害発生時のシステム維持方策及び通常時・災害時を問わない継続的なシステム性能維持の観点を含め、その方策は妥当かつ適正であり、可能な限りサービスを中断せずに運用可能であるか。	8
	導入支援	⑥システム使用職員に対する説明会の実施方法や回数、マニュアル作成等の導入支援についての提案は妥当なものであるか。	8
		⑦試験運用等の提案は、円滑な導入を達成するために、適当な内容であり、かつ実現可能なものであるか。	8
	導入後のサポート体制	⑧導入後のサポートは、円滑な運用のための十分な体制が確保されているか。	8

	運用維持費等	⑨運用開始後の固定費用及び取扱件数に伴う追加費用は、長期的な視点において費用対効果が適切であり、総合的なランニングコストが低廉であるか。	8
	独自提案	⑩仕様書の要求に加え、追加の提案があり、その内容は和歌山県にとって有益なものであるか。	4
企業の業務実績		⑪国、地方公共団体又は民間企業・団体等への導入及び運用の実績が複数あり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	8
本業務の受託費用		⑫見積金額は、提案内容に見合った金額となっているか。	8

(2) 採点基準

評価	点数
優れている	2
標準的である	1
不十分	0

※上記点数に、別紙「和歌山県・市町村被災者生活支援システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル評価表」に記載の評価項目ごとの重みを乗じた値を点数とする。

なお、「本業務の受託費用」については、計算式に基づき配点する。

10 業務委託契約の締結

(1) 契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

(2) 企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、県との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

(3) 契約締結前に、原則として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第 93 条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

11 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

12 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

① 提案書類の提出期限を過ぎた場合

② 提案に参加する資格がない者が提案したとき

③ 所在地、法人名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

13 留意事項

- (1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) 知事は、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、または、和歌山県職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。
- (3) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに和歌山県個人情報保護に関する法律施行条例、和歌山県財務規則及びその他の和歌山県が制定する関係条例規則等に従うこと。

14 関係書類提出場所（問合せ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課

担 当：岩本・山本

電 話：073-441-2471（直通）

Mail：e0401001@pref.wakayama.lg.jp